

国・地方公共団体等へのご契約者情報の不必要な開示について

平成 26 年 3 月 20 日

J A 共済では、国・地方公共団体等（以下「差押債権者等」といいます。）が差し押さえた共済契約の満期共済金などの支払請求手続において、開示する必要のない個人情報を差押債権者等へ開示していたことが判明しました。

個人情報の管理については、従来から徹底を図ってまいりましたが、このような事態を招き、ご契約者ならびに関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、現在のところ、本件に関する個人情報が不正に利用された事実は確認されておりません。

1. 開示した個人情報の内容

共済契約の差押債権者等による支払請求手続において、下表のとおり 37 名のご契約者の個人情報を開示しておりました。

開示先	ご契約者の人数	不必要に開示した個人情報
公的機関（国・地方公共団体等）	36 名	電話番号、共済掛金振替口座
公的機関以外の一般債権者	1 名	電話番号、共済掛金振替口座

（注 1）「支払請求手続」とは、満期共済金、年金、事故発生にともなう共済金等の支払請求手続をいいます。

（注 2）差押債権者等に対して共済金が支払われた契約を平成 20 年 11 月 1 日から 5 年間分調査しております。

2. ご契約者への対応

連絡先が判明しているご契約者に対して、J A から本件発生のお詫びおよびご報告を差しあげております。

3. 発生原因

J A 共済では、支払請求手続は契約者ご本人様からいただくことを前提としているため、一部において、ご契約者の個人情報（氏名・住所・電話番号・共済掛金振替口座情報等）をあらかじめ印字した請求書を使用しております。

今回の件は、第三者である差押債権者等からの支払請求手続の際にご契約者の個人情報があらかじめ印字された請求書を使用する場合には、開示する必要のない個人情報は開示しないようにすることが徹底されていなかったことが原因です。

4. 再発防止策

J A 共済では、従来から個人情報の管理について厳重な取扱いを徹底しておりましたが、今回の事態を重く受け止め、今後、同様の事象が発生しないよう、従来以上にご契約者情報の取扱いについて管理を徹底し、再発防止を図ってまいります。

5. 本件に関するお問い合わせ先

J A 共済相談受付センター

（フリーダイヤル：0120-536-093、受付時間：午前 9 時から午後 5 時（土曜日・日曜日・祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く））

以 上